

(国土交通委員会)

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(閣法第

三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近の地域経済の状況を踏まえ、平成二十年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額を、揮発油税収の減額補正後の予算額の四分の一相当額に引き下げず、同年度の当初予算における揮発油税収の予算額の四分の一に相当する額とする特例措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。